

虐待の防止のための指針

医療法人社団同仁会
金光病院訪問リハビリテーション

＜事業所における虐待の防止に関する基本的考え方＞

高齢者虐待は人権侵害であり犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人権の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者の虐待防止とともに早期発見、早期対応に努めます。

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
ネグレクト (介護・世話の放棄・放任)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者を通してわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

＜虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項＞

1. 虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を組成する。

なお、本委員会は金光病院の訪問リハビリテーション、リハビリテーション課からなるメンバーで構成し、運営責任者はリハビリテーション課長の山内哲雄とする。

2. 虐待防止検討委員会は、定期的に開催する。

- ① 年1回以上の開催
- ② 虐待事案発生時など必要な際

3. 虐待防止検討委員会の議題は、次のような内容について協議するものとする。

- ① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4. 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者はリハビリテーション課長の山内哲雄とする。

<虐待の防止のための職員研修に関する基本方針>

職員に対する虐待の防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに本指針に基づき、虐待の防止を徹底する。研修は以下の通り実施する。

- ① 定期的な研修の実施（年１回）
- ② 新人職員への実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 実施した研修についての実施内容、および出席者の記録と保管

<虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針>

虐待等が発生した場合には速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず厳正に対処する。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の安全を優先する。

<虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項>

1. 事業所職員が利用者への虐待を発見した場合および通報を受けた場合は、担当者に報告する。
2. 担当者は、上記職員等からの相談および報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、必要に応じて関係者から事情を確認する。これらの確認を整理し速やかに市町村に通報する。
3. 事業所職員において虐待が疑われる事案が発生した場合は、事実確認を行い速やかに市町村に通報する。対応の改善を求め就業規則に則り必要な措置を講じる。
4. 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

<成年後見制度の利用支援に関する事項>

利用者またはご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の窓口を案内する等の支援を行う。

＜虐待等に係わる苦情解決方法に関する事項＞

虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は寄せられた内容についてリハビリテーション課長の山内哲雄に報告する。相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように注意する。

対応の流れは、「虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」によるものとする。

相談窓口寄せられた内容は、相談者にその結果と対応を報告する。

＜利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項＞

利用者と家族、外部の者に対して、本指針を閲覧することができるよう、事業所内に備え付け、事業所ホームページにも閲覧可能な状態とする。

＜その他虐待の防止の推進のために必要な事項＞

社会福祉協議会等から提供される虐待防止に関する研修等に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研磨を図る。

附則

この指針は令和 5 年 10 月 1 日より施行する

この指針は令和 7 年 10 月 1 日より改正する